

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 7 3 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成２７年墨田区規則第１０５号）の一部を次のように改正する。

別表第１ １の３の項を削り、同表２の項を次のように改める。

２	削除	
---	----	--

別表第２ １の項中「に係る生活保護法」の次に「（昭和２５年法律第１４４号）」を、「について」の次に「（昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知）」を加え、同表１の１４の項を削り、同表２の項を次のように改める。

２	削除		
---	----	--	--

別表第２ ２の２の項中「児童福祉法（」の次に「昭和２２年法律第１６４号。」を加え、同表２の５の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（」の次に「昭和３９年法律第１３４号。」を加え、同表２の６の項中「国民年金法等の一部を改正する法律」の次に「（昭和６０年法律第３４号）」を加え、同表２の７の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」の次に「平成１７年法律第１２３号。」を加え、同表３の２の項中「に係る健康保険法」の次に「（大正１１年法律第７０号）」を、「船員保険法」の次に「（昭和１４年法律第７３号）」を、「私立学校教職員共済法」の次に「（昭和２８年法律第２４５号）」を、「国家公務員共済組合法」の次に「（昭和３３年法律第１２８号）」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和３７年法律第１５２号）」を加え、同表４の項中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の次に「（平成２６年法律第５０号）」を加える。

別表第３を削り、別表第４ １の項中「児童扶養手当法」の次に「（昭和３６年法律第２３８号）」を加え、同表を別表第３とする。

付 則

この規則は、令和７年６月１５日から施行する。